

始まります！

# 医師の働き方改革 法制化に伴うお願い

2024年4月法改正により医師の時間外労働時間の上限時間が設けられます。  
医師の長時間労働改善に向けた取組みにご協力ください。

患者さんやご家族のみなさまに  
ご理解、ご協力していただきたいこと

## 病状説明等の実施時間について

緊急でない患者さん・ご家族に対する病状・手術等の説明については、  
原則として平日の診療時間内（9時～17時）に行うことを始めています。

## タスクシフト／シェア

医師の担っていた業務のうち、可能なものを他の医療スタッフに任せたり  
（シフト）、分担したり（シェア）するといった取組みも始まります。

## 複数主治医制（チーム制）

患者さんの治療を行う医師がチームを組み、1人の患者さんに複数の主  
治医が対応するといった取組みも始まります。チーム制での対応にご理  
解をお願いします。

## 交替制勤務（NICU・母子女性診療科・救急科）

決められた時間帯に交替で働く勤務体制のため、入院診療・外来診療の  
“いつもの先生”以外の先生が対応することにご理解をお願いします。

## 紹介の推進

症状が安定した患者さんは近隣の医療機関へ紹介させていただきます。

各診療科の入院・外来の掲示をご確認ください。